

1) 改正趣旨

域外租税回避防止及び国内財産に対する課税権確保のために韓国版国外転出時課税制度が、**2018.01.01**から施行されます。

2) 改正内容（新設）

・概要：居住者が移民等で国外転出する場合国外転出日に国内株式を譲渡したものとみて、譲渡所得税を課税。

・課税対象国内株式

※追って実行性等を見て行きながら課税対象拡大検討。

納税義務者：移民等で国外転出する居住者で次の要件を全て充足する者。

① 国外転出日前**10**年中**5**年以上国内に住所・居所があること。

② 譲渡所得税課税対象者である大株主に該当すること。

①（上場株式）株式譲渡差益課税対象者に該当する大株主

②（未上場株式）**20%**の譲渡所得税率適用対象に該当する大株主

※株式譲渡差益課税対象者である大株主要件（所得税法施行○第**157**条第**4**項）など準用

③（納税義務成立日）国外転出日

④（課税標準）国外転出日に国内株式を譲渡したものとみて計算した譲渡差益。

⑤みなし譲渡価額算定方法

①（上場株式）基準時価（国外転出日以前**1**ヶ月最終時勢価値の平均額）

②（非上場株式）

① 売買事例価額（国外転出日前後各**3**ヶ月）

② 基準時価（純損益価値、準資産価値を**3:2**で加重平均した価証）を順次適用して計算。

⑥（税率）**20%**（国内株式大株主譲渡所得税率）

⑦（税額控除）追後、国内株式実際譲渡時下記の税額控除適用（既納付した場合更生請求方式）

- ⑦ (税額控除) 追後、国内株式実際譲渡時下記の税額控除適用(既納付した場合更生請求方式)
 - ① (調整控除) 実際譲渡時、譲渡価値が国外転出時より下落した場合、価値下落分関連税額控除。
 - ㊦ (外国納付税額控除) 移住国に納付した税金中一定金額控除——移住国で二重課税を控除してくれる場合、外国納付税額控除排除。
 - ㊧ (非居住者の国内源泉所得税額控除)
国内で非居住者の国内源泉所得で課税された場合、関連税額控除
- ⑧ (申告・納付) 国外転居日、転出日まで納税管理人、国内様式等の保有現況を申告した後、国外転出日が属する月の末月から3ヶ月内に譲渡所得税申告・納付
——無申告時、納付する税額の20%無申告加算税等賦課
- ⑨ (納付猶予) 納税担保設定、納税管理人指定等要件充足時5年間納付猶予に許容(留学は最大10年)
 - ① (要件) 「国税基本法」第29条による納税担保提供及び第82条による納税管理人指定・申告
 - ㊦ (期間) 最大5年とされる。「国外留学に関する規定第2条による留学に該当する場合には最大10年
 - ㊧ (納付猶予に関連利子相当加算額) 年1.8%
- ⑩ (還付) 国外転出日から5年以内に国内再転入などで居住者になる場合、既納付税額控除

・適用時期及び適用例

2018.01.01以後居住者が国外転出する分から適用